

奈良市公報

号外 第 22 号

平成24年12月25日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

○奈良市会計規則の一部を改正する規則	1
○奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則	2
○児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	2
○奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	2
○奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則	3
○奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則の一部を改正する規則	3
○奈良市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	3
○奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則	8
○奈良市まちかど観光案内所規則	8

告 示

○身体障害者福祉法に規定する医師の指定辞退の届出	8
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定	8
○奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示	9
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	9
○生活保護法の規定による医療機関の指定	9
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	9
○生活保護法の規定による施術者の指定	9
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）	10
○放置自転車等の処分	10
○地区画整理事業の施行の認可	10
○放置自転車等の保管（2件）	11
○督促状の公示送達	11
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定	11
○街区の区域及び街区符号の変更	12
○放置自転車等の保管	12
○市有財産の公売	12
○放置自転車等の保管	13
○平成24年度国民健康保険料の保険料率の決定	13
○平成24年度国民健康保険料の減額の額の決定	14
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	14
○森林整備計画変更計画の公衆縦覧	14
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	15

○都市計画道路事業の事業計画の認可	15
○都市計画道路事業の事業計画の認可に係る図書の写しの公衆縦覧	15
○都市計画道路事業の事業計画の認可	15
○都市計画道路事業の事業計画の認可に係る図書の写しの公衆縦覧	16
○奈良市地域密着型サービス運営委員会設置要綱の一部を改正する告示	16
○老人ホームへの入所措置等実施要綱の一部を改正する告示	16
○平成24年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算の要領	16
○奈良市防災協力事業所登録制度要綱の一部を改正する告示	17

公 営 企 業

○奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程	17
○会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示	18

教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催	19
-------------	----

農 業 委 員 会

○農政部会の招集	19
----------	----

規 則

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年5月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第41号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「作成し、」の次に「納品書その他の」を加え、同条中第9項を第11項とし、第3項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。
3 前項の納品書には、債権者の住所、氏名（単に屋号、商店名又は会社名のみの記載ではなく必ず個人の氏名又は法人の場合は代表者の氏名）を記載し、押印させなければならない。この場合において、署名を慣習とする外国人にあつては、署名をもってこれに代えることができる。

4 第2項の納品書には、物品の受領日の記載及び実際に物品を受領した者の押印がなければならない。
別表第1議会事務局議会総務課の項中「経理係長」を

「総務係長」に改める。

別記第8号様式その2中「現品受領日」を「現品確認日」に改める。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行し、この規定による改正後の奈良市会計規則別表第1の規定は、平成24年4月1日から適用する。

(平成24年5月30日掲示済)

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第42号

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則(平成元年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「収納」を「納付指導」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第10条第4項中「保険料等の収納実績等」を「実績等」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 債務承認及び分納誓約を受け付けた件数に1,000円を乗じて得た額
- (2) 分納誓約に基づき納付された金額に100分の3を乗じて得た額

第10条第4項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

(平成24年5月30日掲示済)

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第43号

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則(昭和62年奈良市規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考1中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表備考2中「の規定」の次に「並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」を加え、同表備考2の(1)中「、第2項第1号」を「(同条第2項第1号)に改め、「第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)」の次に「に規定する寄附金に限る。」を加え、同表備考2の(2)中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改める。

別表第2備考1中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表備考2中「法律の規定」の次に「並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」を加え、同表備考2の(1)中「、第2項第1号」を「(同条第2項第1号)に改め、「第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)」の次に「に規定する寄附金に限る。」を加え、同表備考2の(2)中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改める。

別表第2備考1中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表備考2中「法律の規定」の次に「並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」を加え、同表備考2の(1)中「、第2項第1号」を「(同条第2項第1号)に改め、「第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)」の次に「に規定する寄附金に限る。」を加え、同表備考2の(2)中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の徴収金から適用し、平成24年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

(平成24年5月30日掲示済)

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第44号

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

奈良市児童福祉法施行細則(平成14年奈良市規則第47号)の一部を次のように改正する。

別表備考1中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表備考2の(1)中「、第2項第1号」を「(同条第2項第1号)に改め、「第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)」の次に「に規定する寄附金に限る。」を加え、同表備考2の(2)中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市児童福祉法施行細則別表の規定は、施行日以後の徴収金から適用し、平成24年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。
(平成24年5月30日掲示済)

奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第45号

奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

奈良市母子保健法施行細則（平成14年奈良市規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表備考1中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表備考2の(1)中「、第2項第1号」を「(同条第2項第1号)」に改め、「第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）」の後に「に規定する寄附金に限る。」を加え、同表備考2の(2)中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成24年5月30日掲示済)

奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第46号

奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則（平成17年奈良市規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表備考2の(1)中「、第2項第1号」を「(同条第2項第1号)」に改め、「第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）」の後に「に規定する寄附金に限る。」を加え、同表備考2の(2)中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成24年5月30日掲示済)

奈良市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第47号

奈良市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

奈良市食品衛生法施行細則（平成14年奈良市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第1号中「第370号」の後に「。以下「告示」という。」を加える。

第10条の次に次の1条を加える。

(営業許可証の書換え)

第10条の2 許可営業者は、営業許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、営業許可証の書換えを受けなければならない。

2 前項の規定による書換えの申請をしようとする者は、営業許可証書換え交付申請書（別記第4号様式の2）に、営業許可証を添えて市長に提出しなければならない。

第13条第2項中「次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める書類を添え」を「変更が営業設備の大要に係る場合にあっては、当該変更箇所を示す図面を添付し」に改め、同項各号を削る。

第14条の次に次の1条を加える。

(生食用食肉に係る営業の届出等)

第14条の2 生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であって、生食用として販売するものに限る。以下同じ。）を加工し、又は調理する営業を行おうとする者は、あらかじめ生食用食肉取扱開始届（別記第10号様式の2）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があったときは、速やかに生食用食肉取扱開始届出事項変更届（別記第10号様式の3）を市長に提出しなければならない。

3 前2項の届出の際には、生食用食肉を加工し、又は調理する者（以下「生食用食肉取扱者」という。）が次項に定める要件に該当する者であることを証する書類を提示するほか、生食用食肉を加工する営業にあっては、告示に規定する生食用食肉の成分規格に適合することを確認できる検査の記録を提示するとともに、告示に規定する生食用食肉の加工基準に適合する加工方法を確認できる書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、この限りでない。

4 生食用食肉取扱者は、次の各号（生食用食肉を加工する者にあっては、第5号に該当する者を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第48条第6項第1号から第3号までのいずれかに該当する者

(2) 法第48条第6項第4号に該当する者のうち令第35条第13項に規定する食肉製品製造業（法第48条第7項に規定する製造業に限る。）に従事する者

(3) 市長が実施し、又は指定する生食用食肉の安全性確保に必要な知識を習得するための講習会を受講した者

(4) 都道府県知事若しくは地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（本市を除く。）及び特別区の長が実施し、又は指定する生食用食肉の安全性確保に必要な知識を習得するための講習会を受講した者で、市長が生食用食肉取扱者として適切と認める者

(5) 食品衛生責任者（条例第2条第1号クア）の責任者を

いう。以下同じ。)となる要件を満たす者
第16条中「(条例第2条第1号ク(ア)の責任者をいう。)」
を削る。

別記第1号様式及び第2号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第3号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

「**営業所の名称、
屋号又は名称**」を「**営業所の名称、
屋号又は商号**」に、

「**営業の種類
屋号又は名称**」を「**営業の種類
名称、屋号又は商号**」に、

「**(上段) 営業所所在地
(下段) 屋号又は名称**」を

「**(上段) 営業所所在地
(下段) 名称、屋号又は商号**」に、

「**屋号又は名称**」を「**名称、屋号又は商号**」に
改める。

別記第4号様式中「許可番号 **号**」を「許
可番号 第 **号**」に改め、「食品衛生法」の次に
「(昭和22年法律第233号)」を加え、同様式の次に次の1様
式を加える。

第4号様式の2(第10条の2関係)

営業許可証書換え交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所)
(在地並びに名称及び代表者の氏名)

生年月日

電 話

次のとおり営業許可証の書換え交付を受けたいので、奈良市食品衛生法施行細則第10条の2第2項の規定により申
請します。

営業所	名称、屋号 又は商号	電話	
	所在 地		

受付番号	営業許可番号及び許可年月日	営業の種類
	1 第 号 年 月 日	
	2 第 号 年 月 日	
	3 第 号 年 月 日	
	4 第 号 年 月 日	
	5 第 号 年 月 日	

変更した事項	
変更の 内 容	変更前
	変更後
変更の理由	
変更年月日	

□内は、記入しないでください。

添付書類 営業許可証

別記第5号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

〔 営業許可番号及び許可の有効期限 〕

号	年	月	日	まで
号	年	月	日	まで
号	年	月	日	まで
号	年	月	日	まで
号	年	月	日	まで

を

に改める。

〔 営業許可番号及び許可年月日 〕

第	号	年	月	日
第	号	年	月	日
第	号	年	月	日
第	号	年	月	日
第	号	年	月	日

に改める。

別記第6号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

〔 営業許可番号及び許可年月日 〕

1	号	年	月	日
2	号	年	月	日
3	号	年	月	日
4	号	年	月	日
5	号	年	月	日

を

に改める。

〔 営業許可番号及び許可年月日 〕

1	第	号	年	月	日
2	第	号	年	月	日
3	第	号	年	月	日
4	第	号	年	月	日
5	第	号	年	月	日

に改める。

別記第7号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

「届出者 名称 「届出者
主たる事務所の所在地」」を
主たる事務所の所在地
名称 」に、

〔 営業許可番号及び許可年月日 〕

1	号	年	月	日
2	号	年	月	日
3	号	年	月	日
4	号	年	月	日
5	号	年	月	日

を

に改める。

〔 営業許可番号及び許可年月日 〕

1	第	号	年	月	日
2	第	号	年	月	日
3	第	号	年	月	日
4	第	号	年	月	日
5	第	号	年	月	日

に改める。

別記第8号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

〔 営業許可番号及び許可年月日 〕

1	号	年	月	日
2	号	年	月	日
3	号	年	月	日
4	号	年	月	日
5	号	年	月	日

を

〔 営業許可番号及び許可年月日 〕

1	第	号	年	月	日
2	第	号	年	月	日
3	第	号	年	月	日
4	第	号	年	月	日
5	第	号	年	月	日

に改める。

別記第9号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

「電話」を「生年月日
」に、
「電話」に、

〔 営業許可番号及び許可年月日 〕

1	号	年	月	日
2	号	年	月	日
3	号	年	月	日
4	号	年	月	日
5	号	年	月	日

を

〔 営業許可番号及び許可年月日 〕

1	第	号	年	月	日
2	第	号	年	月	日
3	第	号	年	月	日
4	第	号	年	月	日
5	第	号	年	月	日

に、

「(1) 変更が営業設備の大要に係る場合にあっては、当該変更箇所を示す図面

(2) 営業許可証の記載事項に変更が生じた場合

にあっては、当該営業許可証

を

「変更が営業設備の大要に係る場合にあっては、当該変更箇所を示す図面

に

改める。

別記第10号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、
「電話」を「生年月日」に、
「電話」を「電話」に、

営業許可番号及び許可の有効期限				
1	号	年	月	日まで
2	号	年	月	日まで
3	号	年	月	日まで
4	号	年	月	日まで
5	号	年	月	日まで

を

1	第	号	年	月	日
2	第	号	年	月	日
3	第	号	年	月	日
4	第	号	年	月	日
5	第	号	年	月	日

に、

廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

を

に

改め、同様式の次に次の2様式を加える。

第10号様式の2(第14条の2関係)

生食用食肉取扱開始届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所)
(在地並びに名称及び代表者の氏名)

生年月日

電 話

次のとおり生食用食肉の取扱いを開始しますので、奈良市食品衛生法施行細則第14条の2第1項の規定により届け出ます。

営業所	名称、屋号 又は商号	電話			
	所在地				
営業の種類					
取扱行為	加工	・	調理		
生食用食肉取扱者 氏 名	第	号	年	月	日
開始年月日	年	月	日		

提示書類 生食用食肉取扱者が奈良市食品衛生法施行細則第14条の2第4項に定める要件に該当する者であることを証する書類

(生食用食肉を加工する営業の場合)

提示書類 生食用食肉の成分規格に適合することを確認できる検査の記録

添付書類 生食用食肉の加工基準に適合する加工方法を確認できる書類

第10号様式の3(第14条の2関係)

生食用食肉取扱開始届出事項変更届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住所
氏名(法人にあっては、主たる事務所の所)
(在地並びに名称及び代表者の氏名)

生年月日

電話

次のとおり生食用食肉取扱開始届出事項を変更したので、奈良市食品衛生法施行細則第14条の2第2項の規定により届け出ます。

営業所	名称、屋号 又は商号	電話
	所在地	
営業の種類		
変更事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更年月日		年 月 日

提示書類 生食用食肉取扱者が奈良市食品衛生法施行細則第14条の2第4項に定める要件に該当する者であることを証する書類

(生食用食肉を加工する営業の場合)

提示書類 生食用食肉の成分規格に適合することを確認できる検査の記録

添付書類 生食用食肉の加工基準に適合する加工方法を確認できる書類

別記第11号様式及び第12号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第13号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

「電話を「生年月日」に、
「電話を「電話」に、

営業許可番号及び許可年月日				
1	号	年	月	日
2	号	年	月	日
3	号	年	月	日
4	号	年	月	日

を

5	号	年	月	日
---	---	---	---	---

営業許可番号及び許可年月日				
1	第	号	年	月
2	第	号	年	月
3	第	号	年	月
4	第	号	年	月
5	第	号	年	月

附 則

に改める。

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成24年5月30日掲示済)

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第48号

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

奈良市保健所長事務委任規則（平成14年奈良市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第33号中チをテとし、タをツとし、ソをタとし、タの次に次のように加える。

チ 細則第14条の2第1項の規定による生食用食肉取扱開始届及び同条第2項の規定による生食用食肉取扱開始届出事項変更届の受理に関すること。

第2条第1項第33号セ中「奈良市食品衛生法施行」及び「(平成14年奈良市規則第9号。以下この号において「細則」という。)」を削り、同号中セをソとし、スの次に次のように加える。

セ 奈良市食品衛生法施行細則（平成14年奈良市規則第9号。以下この号において「細則」という。）第10条の2第1項の規定による営業許可証の書換えに関すること。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

(平成24年5月30日掲示済)

奈良市まちかど観光案内所規則をここに公布する。

平成24年5月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第49号

奈良市まちかど観光案内所規則

(目的及び設置)

第1条 観光客の利便を図るとともに、地域の活性化による観光の振興に寄与することを目的として、奈良市まちかど観光案内所（以下「まちかど案内所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 まちかど案内所の名称及び位置は、次のとおりとする。

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目及び障害名	辞退年月日
忽那 賢志	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	感染制御内科 (免疫機能障害)	平成24年3月31日

(平成24年5月16日掲示済)

名称	位置
奈良市まちかど観光案内所	奈良市半田横町37番地の2

(事業)

第3条 まちかど案内所においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光客に対する観光案内その他観光情報の提供に関すること。
- (2) 地域の文化、伝統行事等の観光資源の発掘及び調査研究に関すること。
- (3) その他まちかど案内所の目的を達成するために必要な事業

(休所日)

第4条 まちかど案内所の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）
 - (2) 休日の翌々日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときはを除く。）
 - (3) 12月27日から翌年1月5日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、臨時に休所し、又は開所することができる。

(開所時間)

第5条 まちかど案内所の開所時間は、午前10時から午後4時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、まちかど案内所に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(平成24年5月30日掲示済)

告 示

奈良市告示第309号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定辞退の届出がありましたので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成24年5月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第310号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1

項目に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成24年5月16日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
吉岡 伸夫	医療法人康仁会 西大寺クリニック透析センター	奈良市西大寺南町4番11号明光第6ビル2階	内科 (じん臓機能障害)	平成24年5月1日
備考	医療法人康仁会 西の京病院との兼務			

(平成24年5月16日掲示済)

奈良市告示第311号

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年5月17日

奈良市長 仲川元庸

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成17年奈良市告示第528号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考1中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表備考2の(1)中「、第2項第1号」を「（同条第2項第1号）に改め、「第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）」の次に「に規定する寄附金に限る。」を加え、同表備考2の(2)中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成24年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱別表第2の規定は、施行日以後の日常生活用具の給付に係る費用の負担について適用し、平成24年6月分までの日常生活用具の給付に係る費用の負担については、なお従前の例による。

(平成24年5月17日掲示済)

奈良市告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年5月18日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
河原診療所	奈良県奈良市学園朝日町10-6	平成24年3月31日

荒木医院	奈良県奈良市法蓮佐保町635-1 デュエット山末ビル1F	平成24年3月31日
------	------------------------------	------------

(平成24年5月18日掲示済)

奈良市告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年5月18日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
中登美診療所	奈良県奈良市中登美ヶ丘一丁目1994-3D-16-1	平成24年5月7日

(平成24年5月18日掲示済)

奈良市告示第314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年5月18日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止した施術の種類	廃止年月日
隠木 亜梨沙			あんま	
祥あんマッサー ジセンター（隠 木 亜梨沙）	奈良県奈良市西 大寺栄町3-23			平成24年 3月15日

(平成24年5月18日掲示済)

奈良市告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年5月18日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定期年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
東中 淑絵		あんま	平成24年4月24日
祥あんマッサー ジセンター（東中 淑絵）	奈良県奈良市西大寺栄町3-23		
田中 良彦		あんま	平成24年4月24日
祥あんマッサー ジセンター（田中 良彦）	奈良県奈良市西大寺栄町3-23		
浅野 勝二		あんま	平成24年4月24日
祥あんマッサー ジセンター（浅野 勝二）	奈良県奈良市西大寺栄町3-23		

(平成24年5月18日掲示済)

奈良市告示第316号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2 第11項の規定により恋の窪一丁目自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成24年5月18日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	渡邊 真佐子 奈良市恋の窪一丁目16番6-305号	吉田 忠浩 奈良市恋の窪一丁目19番15号

2 変更の年月日

平成24年4月1日

(平成24年5月18日掲示済)

奈良市告示第317号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2 第11項の規定により永井町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成24年5月18日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	南本 敬二 奈良市南永井町109番地の40 1-161	増尾 和重 奈良市南永井町383番地の29

2 変更の年月日

平成24年4月15日

(平成24年5月18日掲示済)

奈良市告示第318号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成24年5月18日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成24年6月1日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成24年2月2日、同月6日、同月9日、同月11日、同月14日、同月17日、同月21日、同月23日から同月24日まで及び同月28日

(平成24年5月18日掲示済)

奈良市告示第319号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により北登美ヶ丘二丁目住宅地土地区画整理事業の施行の認可をしたので、同条第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成24年5月21日

奈良市長 仲川元庸

1 土地区画整理事業の名称

北登美ヶ丘二丁目住宅地土地区画整理事業

2 施行者の住所及び名称

住所 大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号

名称 近畿日本鉄道株式会社

3 事業施行期間

平成24年5月21日から平成25年10月31日まで

4 施行地区

奈良市北登美ヶ丘二丁目の一部

5 事務所の所在地

奈良県生駒市辻町763の1（近鉄不動産株式会社資産管理部内）

6 施行認可の年月日

平成24年5月21日

7 事業年度

毎年4月1日より翌年3月31日まで

8 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

(平成24年5月21日掲示済)

奈良市告示第320号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年5月21日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年5月21日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部 防犯・交通安全課

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目

期別

発送年月日

納期限

平成23年度市・県民税

第3期分

平成23年11月18日

平成23年11月30日

平成23年度市・県民税

第4期分

平成24年2月20日

平成24年3月2日

平成23年度市・県民税

第4期分

納期変更分

平成24年4月20日

平成24年5月1日

平成23年度市・県民税

第4期分

過年度分

平成24年2月20日

平成24年3月2日

平成23年度固定資産税・都市計画税

第3期分

平成23年12月20日

平成24年1月4日

平成23年度固定資産税・都市計画税

第4期分

平成24年3月19日

平成24年4月2日

平成23年度固定資産税（償却資産）

第4期分

平成24年3月19日

平成24年4月2日

平成23年度軽自動車税

全期分

納期変更分

平成24年2月20日

平成24年3月2日

2 この公示送達により変更した後の納期限

平成24年6月9日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(平成24年5月23日掲示済)

電話0742-34-1111代表

(平成24年5月21日掲示済)

奈良市告示第321号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年5月22日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年5月22日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年5月22日掲示済)

奈良市告示第322号

平成23年度市・県民税第3期分、第4期分、第4期分（納期変更分）及び第4期分（過年度分）、平成23年度固定資産税・都市計画税第3期分、第4期分及び固定資産税（償却資産）第4期分並びに平成23年度軽自動車税全期分（納期変更分）の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成24年5月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第323号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成24年5月23日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目(障害名)	指定年月日
太田 丈生	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	眼科(視覚障害)	平成24年4月1日
福田 多介彦	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	耳鼻咽喉科(聽覚障害) (音声・言語・そしゃく機能障害)	平成24年4月1日

(平成24年5月23日掲示済)

奈良市告示第324号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第2条の規定により、街区の区域及び街区符号を次のとおり変更します。

平成24年5月25日

奈良市長 仲川元庸

1 变更の年月日

平成24年5月25日

2 街区の区域及び街区符号

(1) 六条西二丁目の一部

別図1を別図2に示すとおり変更します。

別図1及び別図2省略

(平成24年5月25日掲示済)

奈良市告示第325号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年5月25日

奈良市長 仲川元庸

(自動車4件)

物件番号	物件名(財産名称)	初年度登録	排気用(ℓ)	予定価格(円)	入札保証金(円)
車-1	救急自動車	平成13年9月	3.37	150,000	15,000
車-2	高規格救急自動車	平成14年12月	3.49	150,000	15,000
車-3	トヨタ クラウン	平成13年5月	2.99	200,000	20,000
車-4	トヨタ プリウス	平成13年5月	1.49	200,000	20,000

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 入札の方式

ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム(以下「ヤフー・オークション」という。)を利用した一般競争入札を行う。

(http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/)

なお、入札参加手続等についてはヤフー・オークションの奈良市公有財産売却ページ(以下「ヤフー・オークション奈良市ページ」という。)において公開する。

(http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_nar_nara_

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年5月25日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年5月25日掲示済)

奈良市告示第326号

市有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年5月28日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する市有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム(Yahoo!オークション 官公庁オークション)による。

ン奈良市ページにおいて公開する。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 奈良市が定める奈良市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及びヤフー株式会社が定めるヤフー・オークションに関する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができるること。
- (3) 市有財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していること。
- (4) 暴力的行為を行う組織に属していないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できること。
- (6) あらかじめ入札参加申込の手続を完了していること。

5 入札参加申込及び入札保証金の納付

以下の(1)及び(2)の手続を完了しない者は、入札に参加できない。

(1) 仮申込み

あらかじめ取得しているYahoo! JAPAN IDを使用してヤフー・オークション上で平成24年5月31日（木）午後1時から平成24年6月19日（火）午後2時までに手続をすること。

(2) 本申込み

① 方法 仮申込み手続を完了した後、所定の申込書により奈良市会計課に一般競争入札への参加を申し込むこと。

② 期間 平成24年5月31日（木）から平成24年6月19日（火）まで
(普通郵便で平成24年6月19日（火）の消印有効とする。)

(3) 入札保証金の納付

① 入札に参加する者は、物件ごとに定められた入札保証金を納付する。入札保証金は、予定価格（最低売却価格）の100分の10以上の金額とする。

② 入札保証金は、奈良市が指定した納付方法により納付しなければならない。なお、入札保証金納入に要する経費（振込手数料等）は、入札に参加しようとする者の負担とする。

③ 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後全額返還する。

6 下見会の開催

(1) 下見会を行う日時及び場所

物件番号	日時	場所
車－1 車－4	平成24年6月11日（月） から6月15日（金） 午後1時～午後3時 (予約制)	奈良市二条大路 南一丁目1番1号 奈良市役所

7 入札期間及び方法

- (1) 入札期間 平成24年7月3日（火）午後1時から平成24年7月10日（火）午後1時まで

(2) 入札方法

- ① 上記5の(1)から(3)のすべての手続を完了した者は、Yahoo! JAPAN IDで入札（入札金額をヤフー・オークション上に入力）すること。
- ② 入札（入札金額の入力）は1回のみとし、入札する者の都合による取消しや変更はできない。
- ③ 郵便等による入札書の提出は認めない。

8 開札及び落札者の決定

- (1) 平成24年7月10日（火）午後1時以後にヤフー・オークション上で開札を行う。
- (2) 物件ごとに予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。
- (3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。
- (4) 物件ごとに落札者のYahoo! JAPAN ID及び売却決定金額をヤフー・オークション上に公開する。

以下省略

（平成24年5月28日掲示済）

奈良市告示第327号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年5月28日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年5月28日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成24年5月28日掲示済）

奈良市告示第328号

平成24年度国民健康保険料の保険料率を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第12条第3項、第12条の6の5第3項及び第12条の11第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年5月29日

奈良市長 仲川元庸

1 基礎賦課額の保険料率

(1) 所得割

基礎控除後の総所得金額等の100分の8.2

(2) 被保険者均等割

被保険者1人につき26,400円	(6) 条例第16条第1項第3号イに規定する額 4,920円
(3) 世帯別平等割 1世帯につき24,600円	2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額
2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率	(1) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同條第1項第1号アに規定する額 5,040円
(1) 所得割 基礎控除後の総所得金額等の100分の2	(2) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同條第1項第1号イに規定する額 4,200円
(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき7,200円	(3) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同條第1項第2号アに規定する額 3,600円
(3) 世帯別平等割 1世帯につき6,000円	(4) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同條第1項第2号イに規定する額 3,000円
3 介護納付金賦課額の保険料率	(5) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同條第1項第3号アに規定する額 1,440円
(1) 所得割 基礎控除後の総所得金額等の100分の2	(6) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同條第1項第3号イに規定する額 1,200円
(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき16,200円	3 介護納付金賦課額の減額の額

(平成24年5月29日掲示済)

奈良市告示第329号

平成24年度国民健康保険料の減額の額を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号。以下「条例」という。）第16条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する条例第12条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年5月29日

奈良市長 仲川元庸

1 基礎賦課額の減額の額

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 条例第16条第1項第1号アに規定する額 | 18,480円 |
| (2) 条例第16条第1項第1号イに規定する額 | 17,220円 |
| (3) 条例第16条第1項第2号アに規定する額 | 13,200円 |
| (4) 条例第16条第1項第2号イに規定する額 | 12,300円 |
| (5) 条例第16条第1項第3号アに規定する額 | 5,280円 |

(6) 条例第16条第1項第3号イに規定する額 4,920円
2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額
(1) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同條第1項第1号アに規定する額 5,040円
(2) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同條第1項第1号イに規定する額 4,200円
(3) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同條第1項第2号アに規定する額 3,600円
(4) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同條第1項第2号イに規定する額 3,000円
(5) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同條第1項第3号アに規定する額 1,440円
(6) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同條第1項第3号イに規定する額 1,200円
3 介護納付金賦課額の減額の額
(1) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同條第1項第1号アに規定する額 11,340円
(2) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同條第1項第2号アに規定する額 8,100円
(3) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同條第1項第3号アに規定する額 3,240円

(平成24年5月29日掲示済)

奈良市告示第330号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成24年5月30日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定期年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2970105439	〒630-8113 奈良市法蓮町634-5	あん居住介護支援事業所	〒630-8113 奈良市法蓮町634-5	株式会社 多生	平成24年5月1日
2970105447	〒630-8043 奈良市六条二丁目3-12	ハッピーガーデンヘルパーステーション	〒630-8043 奈良市六条二丁目7-7	有限会社 京西ハッピーサービス	平成24年5月1日
2970105454	〒630-8104 奈良市奈良阪町2750-2	居宅介護支援センターつばさ	〒630-8104 奈良市奈良阪町2750-2	有限会社 つばさ	平成24年5月1日
2970105462	〒630-8306 奈良市紀寺町634-1	Lifeケアひなた	〒633-0014 桜井市栗原1917	株式会社 かがやき美司宏会	平成24年5月1日

(平成24年5月30日掲示済)

縦覧に供します。

平成24年5月30日

奈良市告示第331号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により奈良市森林整備計画を変更したので、同法10条の6第4項において準用する同法10条の5第10項の規定により次のとおり公表し、当該森林整備計画変更計画を公衆の

奈良市長 仲川元庸
閲覧場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所觀光經濟部農林課内
(平成24年5月30日掲示済)

奈良市告示第332号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第42条の2第1項、第46条第1項、第53条第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サー

ビス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第78条の11第1号、第85条第1号、第115条の10第1号及び第115条の20第1号の規定により公示します。

平成24年5月30日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105470	〒630-8144 奈良市北ノ庄町736番地の1 奈良事務機本館1F	訪問介護ステーション りーべ	〒630-8144 奈良市北ノ庄町736番地の1 奈良事務機本館1F	株式会社 ai	平成24年6月1日
2970105314	〒630-8141 奈良市南京終町一丁目183-22	エンジェルハート	〒630-8141 大和郡山市城北町6-26	エンジェルハート 株式会社	平成24年6月1日
2970105488	〒630-8113 奈良市法蓮町1027-1 若草ハイツ1階	自立生活センター 奈良サポート24	〒630-8101 奈良市青山三丁目1 青山団地20-102	特定非営利活動法人自立生活センター・サポート24	平成24年6月1日
2970105496	〒630-8043 奈良市六条二丁目9-39	ハッピーデイガーデン	〒630-8043 奈良市六条二丁目7番地7号	有限会社 京西ハッピーサービス	平成24年6月1日
2990100154	〒630-2168 奈良市菩提山町241-1	小規模多機能型居宅介護 ならの郷	〒631-0072 奈良市二名三丁目1151-1	社会福祉法人 奈良苑	平成24年6月1日

(平成24年5月30日掲示済)

奈良市告示第333号

平成24年5月18日付け奈良県告示第80号をもって大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・4号奈良橿原線の事業計画の認可の告示があるので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告します。

平成24年5月30日

奈良市長 仲川元庸

1 都市計画事業の名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・4号 奈良橿原線

2 施行者の名称

奈良市

3 事業施行期間

平成24年5月18日から平成27年3月31日まで

4 事務所の所在

(1) 主たる事務所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所内

(2) 従たる事務所

奈良市三条本町1番80号
奈良市都市整備部都市計画室
J R奈良駅周辺整備事務所

5 事業地の所在

(1) 収用の部分
奈良市三条本町地内

(2) 使用の部分

なし

(平成24年5月30日掲示済)

奈良市告示第334号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・4号奈良橿原線の事業計画の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成24年5月30日

奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市三条本町1番80号

奈良市都市整備部都市計画室 J R奈良駅周辺整備事務所
(平成24年5月30日掲示済)

奈良市告示第335号

平成24年5月18日付け奈良県告示第79号をもって大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・3・102号三条本町線の事業計画の認可の告示があるので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告します。

平成24年5月30日

奈良市長 仲川元庸

1 都市計画事業の名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・3・102号 三条本町線

2 施行者の名称	奈良市
3 事業実行期間	平成24年5月18日から平成27年3月31日まで
4 事務所の所在	
(1) 主たる事務所	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所内
(2) 従たる事務所	奈良市三条本町1番80号 奈良市都市整備部都市計画室 J R 奈良駅周辺整備事務所
5 事業地の所在	
(1) 収用の部分	奈良市三条本町地内
(2) 使用の部分	なし
	(平成24年5月30日掲示済)

奈良市告示第336号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・3・102号三条本町線の事業計画の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成24年5月30日

奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市三条本町1番80号

奈良市都市整備部都市計画室 J R 奈良駅周辺整備事務所

(平成24年5月30日掲示済)

奈良市告示第337号

奈良市地域密着型サービス運営委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年5月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市地域密着型サービス運営委員会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市地域密着型サービス運営委員会設置要綱（平成18年奈良市告示第8号）の一部を次のように改正する。

第8条中「介護福祉課」を「長寿福祉課」に改める。

第1表 歳入歳出予算補正**歳 入**

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 諸 収 入		千円 19,182	千円 620,278	千円 639,460
	1 雜 入	19,182	620,278	639,460
歳 入 合 計		32,100	620,278	652,378

附 則

この告示は、平成24年5月31日から施行し、この告示による改正後の奈良市地域密着型サービス運営委員会設置要綱は、同年4月1日から適用する。

(平成24年5月31日掲示済)

奈良市告示第338号

老人ホームへの入所措置等実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年5月31日

奈良市長 仲川元庸

老人ホームへの入所措置等実施要綱の一部を改正する告示

老人ホームへの入所措置等実施要綱（昭和62年奈良市告示第105号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「介護福祉課長」を「長寿福祉課長」に改める。

附 則

この告示は、平成24年5月31日から施行し、この告示による改正後の老人ホームへの入所措置等実施要綱は、同年4月1日から適用する。

(平成24年5月31日掲示済)

奈良市告示第339号

平成24年5月31日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成24年5月31日

奈良市長 仲川元庸

1 平成24年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成24年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成24年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ620,278千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ652,378千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰上充用金		千円 一	千円 620,278	千円 620,278
	1 繰上充用金	—	620,278	620,278
歳出合計		32,100	620,278	652,378

(平成24年5月31日掲示済)

同年4月1日から適用する。

(平成24年5月31日掲示済)

奈良市告示第340号

奈良市防災協力事業所登録制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年5月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市防災協力事業所登録制度要綱の一部を改正する告示

奈良市防災協力事業所登録制度要綱（平成20年奈良市告示第488号）の一部を次のように改正する。

第11条中「市民安全課」を「危機管理課」に改める。

附 則

この告示は、平成24年5月31日から施行し、この告示による改正後の奈良市防災協力事業所登録制度要綱の規定は、

別表（第51条関係）

支出負担行為の整理区分

節	整理する時期	範囲	必要書類
01給料	支出決定のとき	当該期間の額	支給明細書
02手当等	支出決定のとき	支出金額	支給明細書
03賃金	雇入れのとき	支出金額	雇入決議書、賃金支払明細書
04報酬	支出決定のとき	当該期間の額	支給明細書
05法定福利費	支出決定のとき	支出金額	支出明細書
06旅費	支出決定のとき	支出金額	旅費請求書、旅行命令（依頼）簿
07退職給与金	支出決定のとき	支出金額	支出明細書
08報償費	支出決定のとき	支出金額	支出明細書
09被服費	契約締結のとき	契約金額	見積書、契約書、納品書
10備消耗品費	契約締結のとき	契約金額	見積書、契約書、納品書
11燃料費	請求のあつたとき	請求金額	請求書、納品書
12光熱水費	請求のあつたとき	請求金額	請求書
13印刷製本費	契約締結のとき	契約金額	見積書、契約書、納品書
14通信運搬費	請求のあつたとき	請求金額	請求書
15広告料	契約締結のとき	契約金額	見積書、契約書
16委託料	契約締結のとき (支出決定のとき)	契約金額 (支出金額)	見積書、契約書 (精算書)
17手数料	請求のあつたとき	請求金額	請求書
18賃借料	契約締結のとき (請求のあつたとき)	契約金額 (請求金額)	見積書、契約書 (請求書)
19修繕費	契約締結のとき	契約金額	見積書、契約書
20工事請負費	契約締結のとき	契約金額	契約書
21路面復旧費	契約締結のとき	契約金額	契約書
22動力費	請求のあつたとき	請求金額	請求書
23薬品費	契約締結のとき (支出決定のとき)	契約金額 (支出金額)	見積書、契約書、納品書 (検収書)

公営企業

奈良市水道局管理規程第8号

奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年5月31日

奈良市水道事業管理者

職務代理者 業務部長 中林哲彦

奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程

奈良市水道局会計規程（昭和57年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

24材料費	契約締結のとき (支出決定のとき)	契約金額 (支出金額)	見積書、契約書、納品書 (検収書)
25補償費	契約締結のとき (支出決定のとき)	契約金額 (支出金額)	見積書、契約書 (請求書、示談書、承諾書)
26研修費	支出決定のとき	支出金額	請求書
27食糧費	支出決定のとき	支出金額	請求書、納品書
28厚生費	請求のあつたとき	請求金額	請求書
29交際費	支出決定のとき	支出金額	請求書
30負担金	請求のあつたとき	請求金額	請求書、決定通知書
31保険金	請求のあつたとき	請求金額	請求書、払込通知書
32租税公課費	支出決定のとき	支出金額	払込通知書
33取替費	契約締結のとき (支出決定のとき)	契約金額 (支出金額)	見積書、契約書 (検収書)
34量水器費	契約締結のとき (支出決定のとき)	契約金額 (支出金額)	見積書、契約書 (検収書)
35機械及び装置費	契約締結のとき	契約金額	見積書、契約書、納品書
36車両運搬具費	契約締結のとき	契約金額	見積書、契約書、納品書
37器具備品費	契約締結のとき	契約金額	見積書、契約書、納品書
38用地費	契約締結のとき	契約金額	契約書
39受水費	請求のあつたとき	請求金額	請求書
40雑費	契約締結のとき (支出決定のとき)	契約金額 (支出金額)	見積書、契約書 (請求書)
43固定資産除却費	契約締結のとき	契約金額	見積書、契約書
46企業債利息	支出決定のとき	支出金額	内訳書
47一時借入金利息	契約締結のとき	契約金額	契約書
48布目ダム負担金	支出決定のとき	支出金額	内訳書
52消費税	支出決定のとき	支出金額	消費税計算書
54企業債償還金	支出決定のとき	支出金額	内訳書
55公募債償還金	支出決定のとき	支出金額	内訳書
56ダム負担債償還金	支出決定のとき	支出金額	内訳書

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

(平成24年5月31日掲示済)

奈良市水道局告示第18号

会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年5月31日

奈良市水道事業管理者

職務代理者 業務部長 中林 哲彦

会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示

会計帳簿等の様式に関する規程（昭和44年奈良市水道局告示第7号）の一部を次のように改正する。

別記第35号様式を次のように改める。

第35号様式（第51条関係）

予算総括合議		決裁欄			
支出負担行為書		金額 ￥		支出負担行為 年 月 日	
		税率 % 消費税		当初予算額 予算増減額 予算現計額 支出負担行為額 予算残額	
予算科目	款項目節細節	予算執行状況	予算執行状況	予算執行状況	予算執行状況
摘要	数量：	元	電話番号		
債権者	住所				
	氏名				
備考					
主務課		支出負担行為書番号			

附 則

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

(平成24年5月31日掲示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第11号

平成24年6月定期教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成24年5月31日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

1 日 時

平成24年6月7日（木）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 平成24年度6月補正予算要求について
- (2) 教育委員会施策評価の評価方法等の見直しについて

議 事

議案第11号 奈良市学校規模適正化検討委員会委員の委嘱又は任命について

議案第12号 奈良市教育ビジョン懇話会委員の委嘱又は任命について

議案第13号 （仮称）奈良市教育委員会だよりの愛称選定について

議案第14号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例に規定する児童育成料の徴収及び減免に関する解釈運用基準の制定について

議案第15号 奈良市立図書館協議会委員の委嘱について

議案第16号 平成25年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項（案）について

議案第17号 平成24年度奈良市立学校評議員の委嘱について

その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 5月～6月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は5名で、定員になり次第、締切させていただきます。

(平成24年5月31日掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第8号

奈良市農業委員会平成24年6月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭

和32年奈良市農業委員会告示第4号) 第3条第1項の規定により告示します。

平成24年5月28日

奈良市農業委員会
農政部会長 大西衛

1 日時

平成24年6月4日(月) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 報告

- (1) 農業経営に関するアンケートの結果について
- (2) 遊休農地解消モデル事業の経過報告について
- (3) 平成24年度農業施策に関する要望の回答について

4 議題

- (1) なら農業委員会だより第54号の編集について
(平成24年5月28日掲示済)